

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術
 (2024年1月1日 ~ 2024年12月31日)

区 分	分類される手術名	件 数
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ 黄斑下手術等	2
	ウ 鼓室形成手術等	0
	エ 肺悪性腫瘍手術等	0
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	0
	イ 水頭症手術等	0
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ 尿道形成手術等	1
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	2
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア 上顎骨形成術等	0
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ 母指化手術等	0
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	0
	キ 同種死体腎移植術等	0
区分4	胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術等	213
その他	ア 人工関節置換術	5
	イ 乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	8
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	0
	経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	1
	経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	3
	オ 経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	0
	経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	0
	経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	5